

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等） 第二十四条の二 [略] 2 [略] 3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 〔一・二 略〕 三 当該外国特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面 〔四・五 略〕 〔4～7 略〕 （半期報告書の提出期限の承認の手続等） 第二十八条の二 法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項の承	（外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等） 第二十四条の二 [同上] 2 [同上] 3 [同上] 〔一・二 同上〕 三 当該外国特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書に関する一切の行為につき当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面 〔四・五 同上〕 〔4～7 同上〕 〔条を加える。〕

認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる特定有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 内国特定有価証券の発行者 次に掲げる事項

イ 当該半期報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

ロ 当該半期報告書を提出すべき期間の末日（以下この条において「提出期限」という。）

ハ 当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

ニ 第四項の規定による承認を受けた場合及びハに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

二 外国特定有価証券の発行者 次に掲げる事項

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 当該半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国特定有価証券の発行者の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

ハ ロに規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及びロに規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 第九条第一項の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国特定有価証券の発行者 次に掲げる書類

イ 定款、約款、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

ロ 第一項第一号ハに規定する理由を証する書面

二 外国特定有価証券の発行者 次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 当該承認申請書に記載された当該外国特定有価証券の発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該外国特定有価証券の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 第一項第二号ロに規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

ホ 第一項第二号ロに規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当

該者が、その本国の法令若しくは慣行（当該者が外国特定有価証券の発行者である場合に限る。）又はやむを得ない理由により半期報告書をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する提出期限までに提出することとされている半期報告書について、承認をするものとする。

5 前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国特定有価証券の発行者であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国特定有価証券の発行者の本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国特定有価証券の発行者が、半期報告書の提出期限までに、当該半期報告書に係る中間会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

6 第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があつた場合には、関東財務局長は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

7 第三項第二号に定める書類及び第五項の書面が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(外国会社半期報告書の提出要件)
第二十八條の二
〔略〕

(外国会社半期報告書の提出要件)
第二十八條の二
〔同上〕

第六号様式		第六号様式	
【表紙】		【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書	【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長	【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日	【提出日】	年 月 日
【発行者（受託者）名称】		【発行者（受託者）名称】	
【代表者の役職氏名】(2)		【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】		【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】		【事務連絡者氏名】	
【電話番号】		【電話番号】	
【発行者（委託者）氏名又は名称】		【発行者（委託者）氏名又は名称】	
【代表者の役職氏名】		【代表者の役職氏名】	
【住所又は本店の所在の場所】		【住所又は本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】		【事務連絡者氏名】	
【電話番号】		【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】		【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3)		【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)	【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)
[第一部～第三部 略]		[第一部～第三部 同左]	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
[(1)～(19) 略]		[(1)～(19) 同左]	
(20) 信託財産を構成する資産の内容		(20) 信託財産を構成する資産の内容	
[a～f 略]		[a～f 同左]	
g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況、設備の新設、 <u>除却等の計画及び従業員の状況等について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」</u> 第58条から第60条まで、(58-2)及び(58-3)に準じて記載すること。		g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況、 <u>及び設備の新設、除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」</u> 第58条から第60条までに準じて記載すること。	
[h～k 略]		[h～k 同左]	
[(20)～(44) 略]		[(20)～(44) 同左]	
証券 提出書 [] の記載事項			